

エネルギー対策特別会計

特別会計の設置等に関する情報

エネルギー対策特別会計の目的

エネルギー対策特別会計は、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策及び電源利用対策の経理を明確にするために設置するものである。このため、当該特別会計においては、これらの業務を経理するために、エネルギー需給勘定及び電源開発促進勘定を設置している。

エネルギー需給勘定は、石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計で行われていた業務を承継する勘定である。同特別会計は、昭和42年に石炭鉱業の安定対策実施等のために設置され、(当時は石炭対策特別会計)、昭和47年に石油対策の追加、昭和55年に石油代替エネルギー対策の追加、平成5年に省エネルギー対策の追加、平成13年には石炭対策の廃止などの制度改正を実施してきた。現在、当該勘定においては、燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に係る事務の経理を行っている。

また、電源開発促進勘定は、電源開発促進対策特別会計で行われていた業務を承継する勘定である。同特別会計は、昭和49年に電源立地を促進することを目的とし、電源開発促進税の創設と合わせて設置され、昭和55年に石油代替エネルギーによる発電促進のための電源多様化対策を追加し、平成15年に新エネルギー事業を石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計に一元化するなどの制度改正を実施してきたところである。現在、当該勘定においては、電源立地対策及び電源利用対策に係る事務の経理を行っている。

エネルギー対策特別会計が経理している事務及び事業の内容

(1) エネルギー需給勘定

石油石炭税を財源とし、受益者負担の考え方にに基づき行われる燃料安定供給対策及びエネルギー需給構造高度化対策に関する政府の経理を明確にするために設置する。それぞれの対策の具体的な内容は以下のとおり。

燃料安定供給対策

石油、天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図るために、石油及び天然ガス等の開発、石油備蓄などの措置を講じている。

エネルギー需給構造高度化対策

内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図るために、省エネルギー・新エネルギー対策等の措置及びエネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策などの措置を講じている。

(2) 電源開発促進勘定

電源開発促進税を財源とし、電力利用者の受益者負担の考え方にに基づき行われる

電源立地対策及び電源利用対策に関する政府の経理を明確にするために設置する。
それぞれの対策の具体的な内容は以下のとおり。

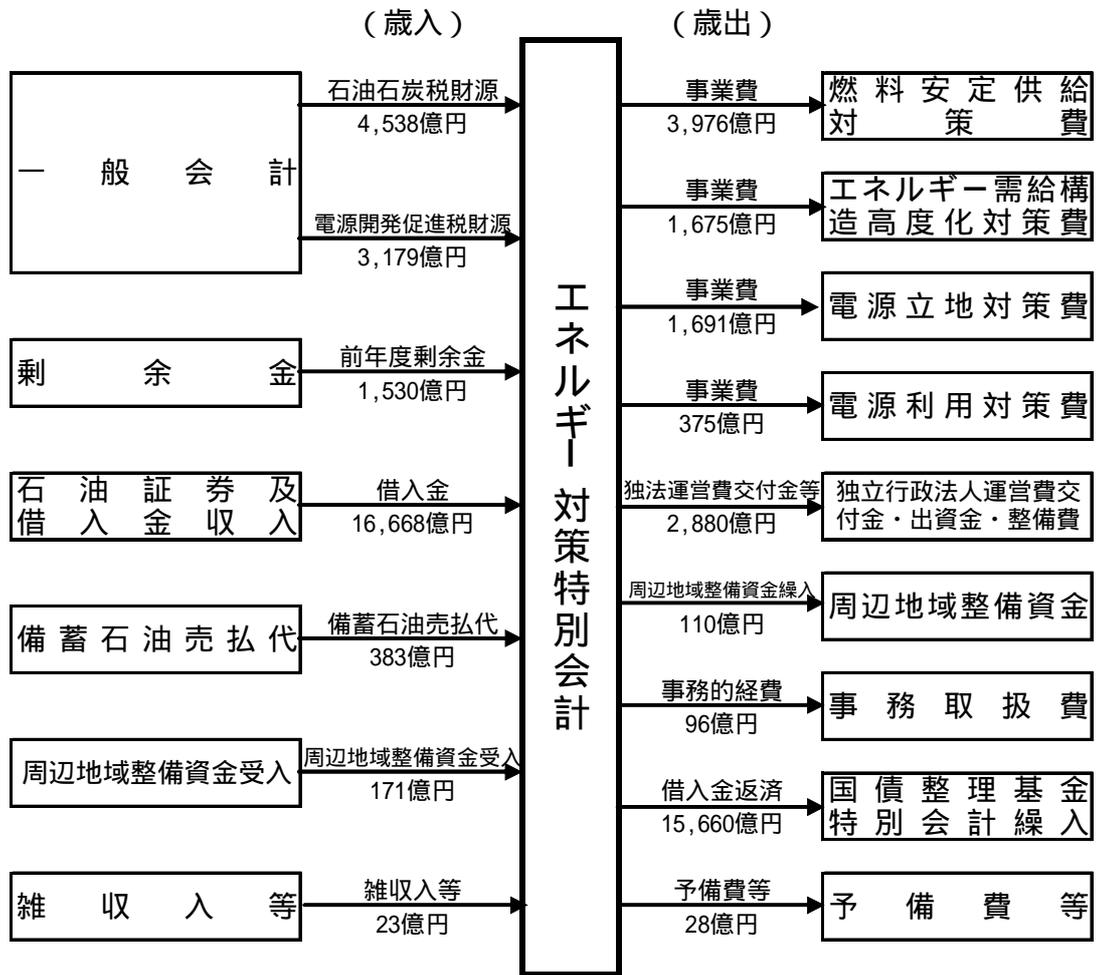
電源立地対策

発電用施設周辺地域整備法の規定に基づく交付金の交付、発電用施設の周辺の地域における安全対策、その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置を講じている。

電源利用対策

発電用施設の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための財政上の措置を講じている。

歳入及び歳出の概要



(平成19年度予算ベース)